

新型コロナウイルス感染症に係る対応について (融資関連の整理)

税理士法人渡邊芳樹事務所
株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング

2020年5月1日



目次

- I. コロナ関連融資制度一覧
- II. 資金繰り支援内容一覧
- III. 民間金融機関による信用保証付融資
- IV. 政府系金融機関による融資
- V 生活衛生関係の事業者向け融資
- VI. 既存債務に係る対応等



I コロナ関連融資制度一覧

I. コロナ関連融資制度一覧

現状公表されている融資関係として主要なもの

| | 項目 | 問い合わせ先 | 融資額等の上限 | 内容 |
|------------|--|------------------------|---|--|
| 融資 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 日本政策金融公庫 | (中小事業)3億円 (国民事業)6,000万円 | *信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利を引き下げ *担保は不要 |
| 融資 | 商工中金による危機対応融資 | 商工組合中央金庫 | 3億円 | |
| 融資 | 新型コロナウイルス対策マル経融資 | 日本政策金融公庫 | 既存枠とは別枠で 1,000万円 | |
| 融資 (利子) | 特別利子補給制度 | 中小企業 金融・給付金相談窓 口 | 【補給対象借入の上限】 (日本公庫等)1億円 (商中)1億円 | 上記3つの借入に係る利子につき、利子補給実施により、実質無利子化 (一定の要件を満たす必要あり) |
| 融資 | セーフティネット貸付の要件緩和 (新型コロナウイルス感染症に係る特例措置) | 日本政策金融公庫 | (中小事業)7.2億円 (国民事業)4,800万円 | 通常のセーフティネット貸付の要件「売上高5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象にする |
| 融資 | 【業種限定】生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 日本政策金融公庫 | 別枠で 6,000万円 | 生活衛生関係営業(旅館、飲食、理美容店など)に対する支援措置 |
| 融資 | 【業種限定】新型コロナウイルス対策衛生改善貸付 | 日本政策金融公庫 | 既存枠とは別枠で 1,000万円 | |
| 融資 (利子) | 【業種限定】 特別利子補給制度 | 中小企業 金融・給付金相談窓 口 | 【補給対象借入の上限】 3,000万円 | 上記2つの借入に係る利子につき、利子補給実施により、実質無利子化 (一定の要件を満たす必要あり) |
| 融資 | 【業種限定】 衛生環境激変対策特別貸付 | 日本政策金融公庫 | 既存枠とは別枠で 1,000万円 (旅館業は3,000万円) | 旅館業、飲食業・喫茶店営業を営む方向への特別貸付制度 |
| 融資 | 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等 | 中小企業基盤設備機 構 | 2,000万円 (ただし、契約者が納付し た掛金の総額の7~9割の 範囲内) | *小規模企業共済の契約者に対して、事業資金を貸し付ける制度 *利子は無利子 |
| 融資 | 日本政策投資銀行・商工中金による危機対応融資 | 日本政策投資銀行 商工組合中央金庫 | 危機対応制度に定める範 囲で資金ニーズ等を踏ま えて決定 | 利子補給はなし |
| 信用 保証 | 信用保証協会による保証枠の拡充 (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証) | 各信用保証協会 | 【保証枠】 最大5.6億円 | 一般保証枠とは別に最大5.6億円まで拡充 (セーフティネット保証5号については、対象業種を追加し、幅広い業種を対象に) |
| 信用 保証 | 信用保証付融資における保証料・利子減免 | 各信用保証協会 | 【融資上限】3,000万円 【保証料補助割合】 売上減少割合による | 都道府県等における制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保、保証料減免の融資を拡大 |
| 既存 借入 | 新型コロナ特例リスクスケジュール | 中小企業 金融・給付金相談窓 口 | — | ①一括して既存債務の元金返済猶予要請の実施 ②資金繰り計画策定支援 ③資金繰りの継続サポート |
| 既存 借入 | 既存借入につき、貸出等の条件となっている財務制限条項(コベナンツ)に事業者が抵触している場合 | 各金融機関 | — | 金融庁より各金融機関への要請として、コベナンツに抵触している場合であっても、機械的・形式的には取り扱わず、以下 のように対応することを要請 ①経営実態を把握し、直ちに債務償還等を要求しないこと ②コベナンツの変更や猶予に関する事業者からの相談には迅速かつ真摯に対応すること ③シンジケートローンにおいては、関係金融機関が協力して一体的に対応すること |
| 融資 | その他、各自治体による特別貸付や利子・信用保証料の補助制度 | 各自治体窓口 | 各自治体による | — |



Ⅱ 資金繰り支援内容一覧

Ⅱ. 資金繰り支援内容一覧（2020/4/14時点）

※4月14日以降更新なし。

| 条件 | 利用可能メニュー | 概要 | 相談窓口 | | |
|-------------|---|---------------------------|---|--|--|
| 売上高5%以上減少なら | 指定738業種の場合 | ①セーフティネット5号 | <ul style="list-style-type: none"> 借入債務の80%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠。⑨と共有） 要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象 | お近くの民間金融機関 各信用保証協会 | |
| | | ②新型コロナウイルス感染症特別貸付 | <ul style="list-style-type: none"> 中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 | | 日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ) |
| | | ③商工中金等による「危機対応融資」 | <ul style="list-style-type: none"> 3億円（別枠） 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 | | |
| | ★追加要件を満たせば 実質無利子・無担保の対象 利子補給対象上限 (日本公庫等) 中小事業1億円、 国民事業3,000万円 (商工中金) 危機対応融資1億円 | 小規模事業者の場合 | ④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充) | <ul style="list-style-type: none"> 1000万円（別枠） 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 | 日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ) |
| | | | ⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 | <ul style="list-style-type: none"> 6000万円（別枠） 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 (運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ) 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 | |
| | | 生活衛生関係営業(旅館、飲食、理美容店など)の場合 | ⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充) | <ul style="list-style-type: none"> 1000万円（別枠） 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有 | 日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ) |
| | さらに、 | 生活衛生関係営業(旅館、飲食、喫茶) | ⑦衛生環境激変対策特別貸付 | <ul style="list-style-type: none"> 1000万円（別枠） 運転7年、うち据置2年以内 | 日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ) |
| | 売上高10%以上減少なら | | ⑧危機関連保証 | <ul style="list-style-type: none"> 借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠） 保証料・金利ゼロの対象 | |
| | さらに、 | 売上高15%以上減少なら | ⑨セーフティネット4号 | <ul style="list-style-type: none"> 借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠。①と共有） 保証料・金利ゼロの対象 | お近くの民間金融機関 各信用保証協会 |
| | さらに、 | | ⑩セーフティネット貸付 | <ul style="list-style-type: none"> 中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 | |
| さらに、 | 売上高20%以上減少なら | | | | |
| 減少幅に関係なく | | | | | |

Ⅱ. 資金繰り支援内容一覧

売上減少判定の「比較期間」及び「比較対象年」

| 利用可能メニュー (P6 資金繰り支援内容一覧) | | 参照ページ | 対象 | 売上減少幅 | 売上高比較期間 | 比較対象年 | 備考 |
|-----------------------------|----------------------|-------|----------|---------|---------------------|----------|--|
| ① | セーフティネット5号 | P13 | 指定738業種 | 5%以上減 | 2020年2月以降、 直近3か月 | 前年 | 要件を満たせば、保証料・金利ゼロの対象 |
| ② | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | P17 | | | | | 3年間は基準金利▲0.9%、 4年目以降基準金利 |
| ③ | 商工中金等による「危機対応融資」 | P18 | | | | | |
| ④ | 新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充) | P19 | 小規模事業者※ | 5%以上減 | 最近1か月 | 前年または前々年 | |
| ⑤ | 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 | P22 | 生活衛生関係営業 | | | | |
| ⑥ | 新型コロナウイルス対策衛経(拡充) | P23 | 生活衛生関係営業 | | | | |
| ⑦ | 衛生環境激変対策特別貸付 | | 生活衛生関係営業 | 10%以上減 | 最近1か月 | 前年または前々年 | 飲食店営業及び喫茶店営業の方への別枠 1,000万、旅館業は別枠3,000万円の融資枠あり |
| ⑧ | 危機関連保証 | P14 | | 15%以上減 | 最近1か月＋ その後2か月見込 | 前年 | 保証料・金利ゼロの対象 |
| ⑨ | セーフティネット4号 | P12 | | 20%以上減 | 最近1か月＋ その後2か月見込 | 前年 | 保証料・金利ゼロの対象 |
| ⑩ | セーフティネット貸付 | | | 減少幅関係なし | - | - | 貸付の要件を緩和し、「売上高5%以上減少」の 数値要件求めず。基準金利の優遇は無し。 |

※ 小規模事業者要件はP8と同じ

Ⅱ. 資金繰り支援内容一覧

「特別利子補給制度」及び「保証料・利子減免」の要件一覧

| 利用可能メニュー (P6 資金繰り支援内容一覧) | | 特別利子補給 制度(※1) | 保証料・ 利子減免 | 売上の減少要件 | 融資・利子補給上限 |
|-----------------------------|----------------------|------------------|--------------|--|-------------------------|
| ① | セーフティネット5号 | - | ○ | ※2 | 3,000万円(4号・5号・危機対応まとめて) |
| ② | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | ○ | - | A 個人事業主(小規模に限る):要件なし B 小規模事業者(法人事業者):15%以上減少 C 中小企業者(AB以外):20%以上減少 【小規模の要件】 製造業、建設業、運輸業、その他業種 ……従業員数20名以下 卸売業、小売業、サービス業 ……従業員数5名以下 | 中小事業1億円、国民事業3,000万円 |
| ③ | 商工中金等による「危機対応融資」 | ○ | - | | 1億円 |
| ④ | 新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充) | ○ | - | | 1,000万円 |
| ⑤ | 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 | ○ | - | | 3,000万円 |
| ⑥ | 新型コロナウイルス対策衛経(拡充) | ○ | - | | 1,000万円 |
| ⑦ | 衛生環境激変対策特別貸付 | - | - | - | - |
| ⑧ | 危機関連保証 | - | ○ | ※2 | 3,000万円(4号・5号・危機対応まとめて) |
| ⑨ | セーフティネット4号 | - | ○ | ※2 | 3,000万円(4号・5号・危機対応まとめて) |
| ⑩ | セーフティネット貸付 | - | - | - | - |

※1 特別利子補給制度(実質無利子)…利子補給上限までの借入に係る金利について、借入後3年間は利子補給を行い、実質無利子。4年目以降は基準金利

※2 信用保証付き融資における保証料・利子減免の要件

- ・ 小規模個人事業主(事業性のあるフリーランス含む)
 - ……売上高等前年同月比 ▲5%以上減少 → 保証料ゼロ・金利ゼロ(金利ゼロは当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利)
- ・ 小・中規模事業者(上記を除く)
 - ……売上高等前年同月比 ▲5%以上減少 → 保証料1/2
 - ……売上高等前年同月比 ▲15%以上減少 → 保証料ゼロ・金利ゼロ(金利ゼロは当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利)

Ⅱ.資金繰り支援内容一覧

実質無利子・無担保・無保証の制度

民間金融機関による信用保証付融資 ※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

| | |
|---|--|
| <p>セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全 <u>国47都道府県を対象地域に100%保証、5号</u> <u>は影響を受けている業種を対象に80%保証。</u></p> | <p>危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円) で、<u>全国・全業種※を対象に100%保証。</u> <small>※一部保証対象外の業種があります。</small></p> |
| <p>一般保証枠 (2.8億円) + SN保証枠 (2.8億円) + 危機関連保証枠 (2.8億円)</p> | <p>信用保証付融資における保証料・利子減免 セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、 一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、 <u>かつ実質無利子化。</u></p> |

政府系金融機関による融資
 融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

| | | |
|--|--|--|
| 金利引き下げなし | 金利▲0.9引下げ | 実質無利子融資 |
| <p>セーフティネット貸付 基準金利</p> <p>【対象要件】 売上高等の要件はなし</p> | <p>新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資 危機対応融資</p> <p>【対象要件】 売上高▲5%以上減少 <small>※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応</small></p> | <p>特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者 を対象に利子補給</p> <p>【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減</p> |

資金繰り支援内容一覧
 利用可能メニュー①⑧⑨

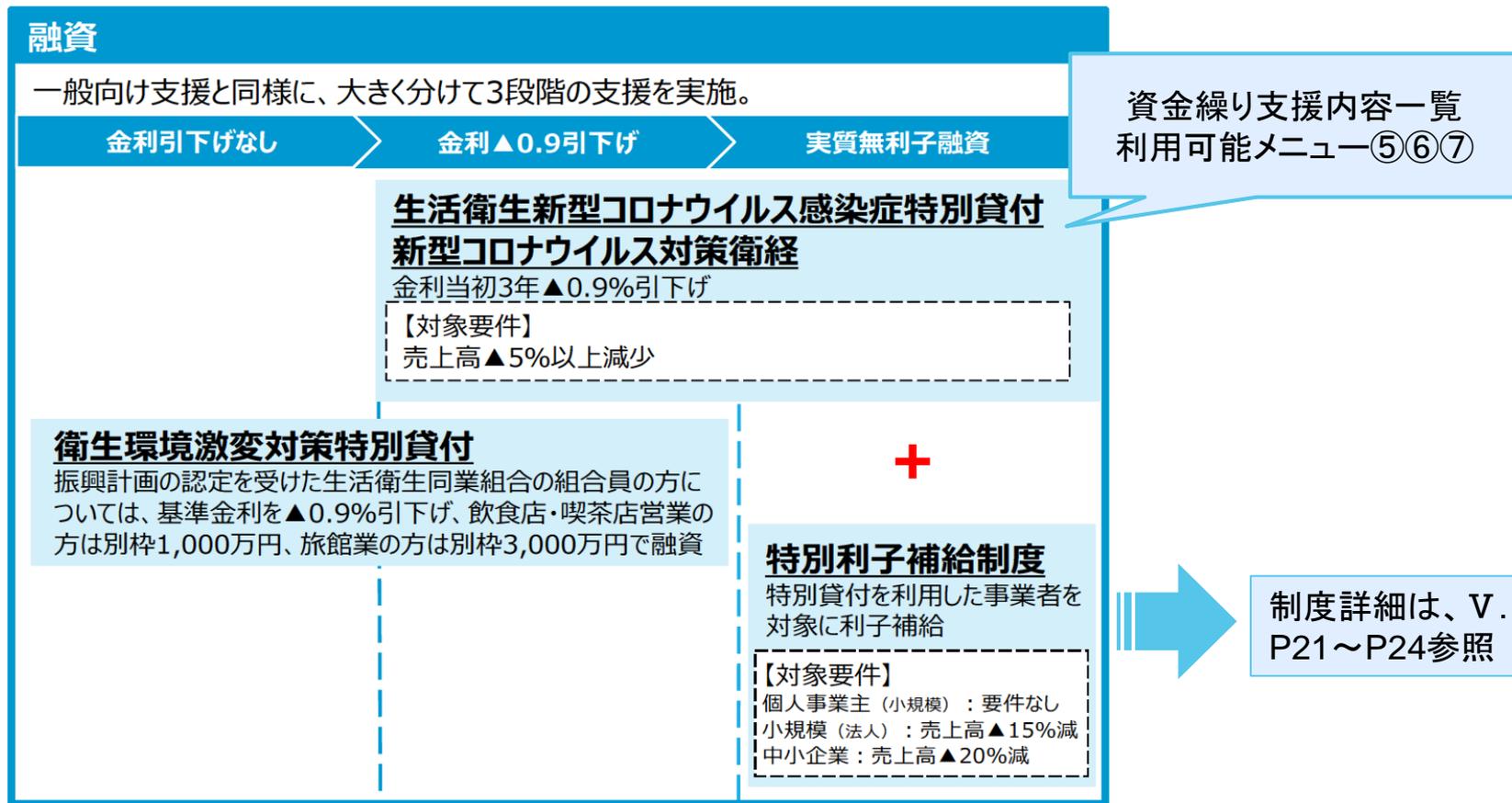
⇒ 制度詳細はⅢ.
 P11～P15参照

資金繰り支援内容一覧
 利用可能メニュー②③④

⇒ 制度詳細はⅣ.
 P16～P20参照

Ⅱ.資金繰り支援内容一覧

生活衛生関係の事業者向け融資制度



一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係（旅館・飲食店など）の事業者の方は上記の支援策を活用可能



Ⅲ 民間金融機関による信用保証付融資

Ⅲ.民間金融機関による信用保証付融資 (セーフティネット4号)

1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第4号)

災害その他の突発的な事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

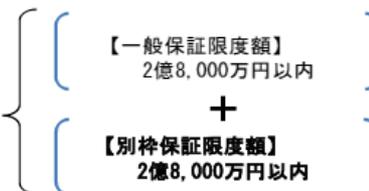
3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる



- ・売上高:20%以上下落
- ・保証割合:100%保証

Ⅲ.民間金融機関による信用保証付融資 (セーフティネット5号)

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

2. 対象中小企業者

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。
※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。
例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

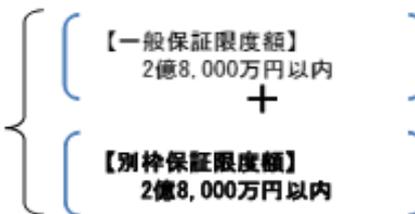
3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる



- ・売上高:5%以上下落
- ・保証割合:80%保証

Ⅲ.民間金融機関による信用保証付融資 (危機関連保証)

1. 制度概要

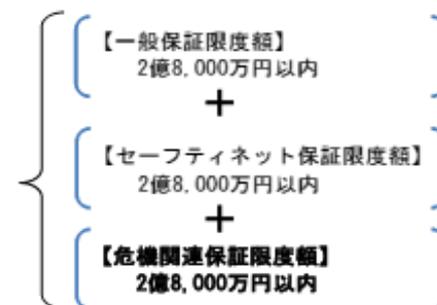
○東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種※を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。※保証対象業種に限る。

2. 対象中小企業者

○指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円 →



- ・売上高:15%以上下落
- ・保証割合:100%保証

Ⅲ.民間金融機関による信用保証付融資 (保証料・利子減免)

【対象要件】

SN 4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）

・・・売上高等前年同月比▲5%以上減少で
保証料ゼロ+金利ゼロ

②小・中規模事業者（①除く）

・・・売上高等前年同月比▲5%以上減少で
保証料1/2

・・・売上高等前年同月比▲15%以上減少で
保証料ゼロ+金利ゼロ

【融資上限】3000万円 【担保】無担保

【据置期間】5年以内

【保証料補助割合】1/2 または 10/10

【金利補給期間】

当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利

【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

信用保証付融資について、保証料ゼロ及び3年間実質無利子となるのは、融資金額のうち3,000万円まで。また、4年目以降は金利発生。



IV 政府系金融機関による融資

IV.政府系金融機関による融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付：日本政策金融公庫

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【利下げ限度額】中小事業1億円、国民事業3,000万円

※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

利下げ対象となる融資額
に限度あり。
また、利下げは3年間

IV.政府系金融機関による融資

危機対応融資：商工組合中央金庫等

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額】3億円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円）

※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

利下げ対象となる
融資額に限度あり。
また、利下げは3年間

IV.政府系金融機関による融資

新型コロナウイルス対策マル経融資

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年4月1日時点）より当初3年間、
▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」の金利引下げ」との合計で3,000万円となります。

小規模事業者の資金繰りを支援することを目的。据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

IV.政府系金融機関による融資

特別利子補給制度(実質無利子)

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

上記要件を満たす場合は、借入後3年間は、補給対象上限に係る金利は、利子補給となり実質無利子。



V 生活衛生関係の事業者向け融資制度

生活衛生関係対象業種

- ・飲食店営業
- ・食肉販売業
- ・理美容業
- ・興業場営業(映画館、劇場、シアターなど)
- ・旅館業
- ・公衆浴場業など

V.生活衛生関係の事業者向け融資制度

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

【融資対象】生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
- b 令和元年12月の売上高
- c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（振興計画認定組合の組合員の方）
設備資金（振興計画認定組合の組合員以外の方）

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】6,000万円 **【担保】**無担保

【金利】当初3年間基準金利▲0.9%（1.36%→0.46%）、
4年目以降基準金利

【利下げ限度額】3,000万円

※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係の事業者の方は上記の支援策を活用可能

V.生活衛生関係の事業者向け融資制度

生活衛生新型コロナウイルス対策衛経融資

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年4月1日時点）より当初3年間、
▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で3,000万円となります。

生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度

V.生活衛生関係の事業者向け融資制度

特別利子補給制度(実質無利子)

【適用対象】

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナ対策衛経」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：3,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額

上記要件を満たす場合は、借入後3年間は、補給対象上限に係る金利は、利子補給となり実質無利子。



VI 既存債務に係る対応等

VI.既存債務に係る対応等

日本公庫等の既往債務の借り換え

【対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫等
 - ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫等
 - 中小事業 1億円、国民事業 3千万円
- (2) 商工中金 1億円

【借換え限度額】

- (1) 日本政策金融公庫等
 - 中小事業 3億円、国民事業 6千万円、
- (2) 商工中金 3億円

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

- ・日本公庫等の既存債務を対象として借換を可能とし、実質無利子化の対象とします。
- ・既存の民間金融機関からの借入を借換することはできません。

VI.既存債務に係る対応等

新型コロナ特例リスケジュール

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは？

①一括して既存債務の元金返済猶予要請

資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施します。

②資金繰り計画策定における金融機関調整

中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。

③資金繰りの継続サポート

特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

(①～③における中小企業者の費用は原則不要です。)

事業改善まで一貫してサポート

特例リスケ後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施します。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用など）の中小企業者の負担割合を引き下げます※1。

※1 令和2年度補正予算の成立を前提に実施します。

中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めたリスケジュール計画策定支援を実施。

VI.既存債務に係る対応等

金融機関等への配慮要請

金融庁が4月7日に民間金融機関に対して要請した事項のうち、主たるものは以下の通りです。

- 1.新規融資の積極的な実施・既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応。
貸出後の据え置き期間や貸出期間等の条件変更の柔軟な対応を徹底すること。
- 2.財務制限条項(コベナンツ)に事業者が抵触している場合
 - ①経営実態を把握し、直ちに債務償還等を要求することのないよう対応すること。
 - ②コベナンツの変更・猶予に関する事業者からの相談には迅速かつ真摯に対応すること。
 - ③特に、シンジケートローンにおいては、関係金融機関が協力して一体的に対応すること。
- 3.日本政策金融公庫等への資金繰り相談が急増している状況を踏まえ、日本政策金融公庫等との連携の強化に努めること。



税理士法人渡邊芳樹事務所

【赤坂本部】

〒107-0052

東京都港区赤坂7-6-15

赤坂ロイヤルビル501

TEL: 03-5575-8270

FAX: 03-5575-8271

【麴町オフィス】

〒102-0083

東京都千代田区麴町4-1

麴町ダイヤモンドビル11F

TEL: 03-6630-8555

FAX: 03-3230-8620

【大阪オフィス】

〒541-0048

大阪府大阪市中央区瓦町2-4-7

新瓦町ビル7F

TEL: 06-6227-6887

FAX: 06-6227-6888

URL: <https://www.crowe.com/jp/about-us/our-office/tax>

グループ会社: 株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング